

指名停止を行った有資格業者の商号等の公表方法等について

現行	改正後
<p>1 趣旨</p> <p>工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）第12条第2項の規定により、市長が指名停止を行った有資格業者商号等の公表（以下「公表」という。）の方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 公表事項</p> <p>公表する事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 指名停止を受けた有資格業者（以下「指名停止業者」という。）の商号又は名称</p> <p>(2) 指名停止業者の主たる営業所の所在地（市区町村名とする。）</p> <p>(3) 指名停止の期間及び理由（措置要領別表の該当号及びその見出し（該当号が別表第2の第9号である場合にあつては、「逮捕、書類送検若しくは起訴又は刑の宣告」又は「極めて重大な反社会的な行為」のうち当該指名停止の理由が該当する事項）とする。）</p> <p>3 公表方法</p> <p>公表の方法は、2の公表事項を記載した文書を監理課において閲覧に供するとともに、同事項を南丹市のホームページへ掲載して行うものとする。ただし、指名停止業者が個人事業者である場合においては、当分の間、南丹市のホームページには同事項を掲載しないものとする。</p> <p>4 公表期間</p> <p>公表は、指名停止を行った場合において速やかに開始し、指名停止の期間が満了した日の属する月の末日まで行うこととする。</p> <p>附 則</p> <p>この公表方法は平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>1 趣旨</p> <p><u>南丹市</u>工事等契約に係る指名停止等の措置要<u>綱</u>（以下「措置要<u>綱</u>」という。）第13条第2項の規定により、市長が指名停止を行った有資格業者商号等の公表（以下「公表」という。）の方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 公表事項</p> <p>公表する事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 指名停止を受けた有資格業者（以下「指名停止業者」という。）の商号又は名称</p> <p>(2) 指名停止業者の主たる営業所の所在地（市区町村名とする。）</p> <p>(3) 指名停止の期間及び理由（措置要<u>綱</u>別表の該当号及びその見出し（該当号が別表第2の第9号である場合にあつては、「<u>営業に関する有資格業者等の反社会的な行為</u>」、第10号である場合にあつては、「<u>代表役員の逮捕、書類送検若しくは起訴又は刑の宣告</u>」のうち当該指名停止の理由が該当する事項）とする。）</p> <p>3 公表方法</p> <p>公表の方法は、2の公表事項を記載した文書を監理課において閲覧に供するとともに、同事項を南丹市のホームページへ掲載して行うものとする。ただし、指名停止業者が個人事業者である場合においては、当分の間、南丹市のホームページには同事項を掲載しないものとする。</p> <p>4 公表期間</p> <p>公表は、指名停止を行った場合において速やかに開始し、指名停止の期間が満了した日の属する月の末日まで行うこととする。</p> <p>附 則</p> <p>この公表方法は平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この公表方法は平成31年1月20日から施行する。</p>